

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
水質汚濁防止法第13条第1項	特定施設の構造等の改善命令又は施設の使用若しくは排出水の排出の停止命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

排出水を排出するものが、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。